

経 済 産 業 省

20201015製局第2号
令和2年10月28日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和2年10月15日付け警察庁丙組組企発第277号、警察庁警備局長から令和2年10月15日付け警察庁丙備企発第244号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和2年10月13日付け外務省告示第423号により、国家公安委員会委員長が令和2年10月15日付け国家公安委員会告示第47号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 277 号
警察庁丙備企発第 244 号
令和 2 年 10 月 15 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 142）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 2 年 10 月 13 日付け外務省告示第 423 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 2 年 10 月 15 日付け国家公安委員会告示第 47 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対
象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第四百二十三号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和二年外務省告示第三百
九十号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百
六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三
号に基づき設立された各理事会委員会が令和二年十月八日に行つた決定
等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号
8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九
百八十九号1(a)、第千二百五十三号2(a)及び第二千二百五十五
号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のよ
うに改正する。

令和二年十月十三日 外務大臣 茂木 敏充
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規
定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

収 正 領	送 出 券
<p>(別表) [1. ~786. 同左] [新設]</p>	<p>(別表) [1. ~786. 略] <u>787.</u> <u>ジャマール・フセイン・ハッサン・ズイーニー</u> (別名: (a) <u>ジャマール・フセイン・ザイニーヤ</u>(b) <u>アブー・マリク・エル・タレハ</u> (c) <u>アブー・フセイン</u> (d) <u>アブー・マリク・アル・アンサーリ</u> (e) <u>アブー・マリク・アル・シャミー</u> (f) <u>アブー・マリク・アル・タリ</u>) <u>JAMAL HUSSEIN HASSAN ZEINIYE</u> (original script: <u>جمال حسين زينييه</u>) (a. k. a.: (a) <u>Jamal Husayn Zayniyah</u> (b) <u>Abu Malek El Talleh</u> (c) <u>Abu Hussein</u> (d) <u>abu-Malik al-Ansari</u> (e) <u>Abu-Malik al-Shami</u> (f) <u>Abu-Malik al-Talli</u>) <u>称号: 不明</u> <u>役職: 不明</u> <u>生年月日: (a) 1972年8月17日 (b) 1972年1月1日</u> <u>且</u> <u>出生地: (a) Benghazi, Libya (b) Al Tall, Syrian Arab Republic (c) Tell Mnin, Syrian Arab Republic</u> <u>国籍: シリア・アラブ共和国</u> <u>旅券番号: シリア旅券 3987189</u> <u>ID番号: (a) 13080011550 (b) シリア ID カード 5877002</u> <u>(2011年5月25日発行)</u></p>

住所：(a) シリア・アラブ共和国 (b) Aarsal, Bekaa, Lebanon

国連制裁委員会による指定日：2020年10月8日

その他の情報：シリア・アラブ共和国西カラムーン地区に
おける、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (6.4

4. に指定した団体)の指導者。母親の名前は Amina Tohmeh。

同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安

全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices>

/View-UN-Notices-Individuals

この文書は、国連制裁委員会による指定された個人や団体の名前、住所、生年月日、国籍、職業、その他の個人情報を提供するために作成されたものです。

○ 国家公安委員会公告第四十七号

次の国際テロリズム及び、国際連合安全保障理事会決議第一五六一号及び国際テロリズムの作成する各簿に記載されたもの、国際連合安全保障理事会決議第一五六一号及び国際連合安全保障理事会決議第一五七号等に基づき、我が国が実施する国際テロリズムの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第五十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、次のとおりとする。

令和二年十月十五日

国家公安委員会決議 第二〇二号

アル・カーイダ/ISIL (ダーイシュ) と関係を有する自然人

氏名 ジャマール・フセイン・ハッサン・ズィニー (JAMAL HUSSEIN HASSAN ZEINIYE (original

script: جمال حسين زينه))

- 別名 (a) ジャマール・フセイン・ザイニーヤ (Jamal Husayn Zayniyah) (b) アブー・マリク・エル・タレハ (Abu Malek El Talleh) (c) アブー・フセイン (Abu Hussein) (d) アブー・マリク・アル・アンサーリ (abu-Malik al-Ansari) (e) アブー・マリク・アル・シャミー (Abu-Malik al-Shami) (f) アブー・マリク・アル・タリ (Abu-Malik al-Talli)

称号 不明

役職 不明

生年月日 (a)1972年8月17日 (b)1972年1月1日

出生地 (a)Benghazi, Libya (b)Al Tall, Syrian Arab Republic (c)Tell Mnin, Syrian Arab Re

public

国籍 シリア・アラブ共和国

旅券番号 シリア旅券3987189

住所 (a)シリア・アラブ共和国 (b)Arsal, Bekaa, Lebanon

名簿に記載された年月日 2020年10月8日

名簿記載者公告番号 QI-300

その他参考となるべき事項 シリア・アラブ共和国西カラムーン地区における、レバントの人々の

ためのアル・ヌスラ戦線 (QE-61) の指導者。母親の名前はAmina Tohmeh。ID番号：(a)13080011550

(b)シリアIDカード5877002 (2011年5月25日発行)。同人に対するインターポール (国際刑事警察機

構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work>

/Notices /View-UN-Notices-Individuals